

議案第 26 号	和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	議事課
<p>【目的】</p> <p>全国市議会議長会から標準市議会委員会条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第 121 条（長及び委員長等の出席義務）の改正及び平成 11 年の地方自治法改正に合わせた文言の一部改正を行った通知を受け、和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>改正の要点及び施行日は次のとおりです。</p> <p>1 改正の要点</p> <p>第 21 条中「法令又は条例」を「法律」に改めます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第 121 条（長及び委員長等の出席義務）の改正については、平成 26 年 12 月定例会で改正しました。今回は、平成 11 年の地方自治法改正に合わせた文言の改正を行うものです。</p> <p>2 施行日</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日から施行します。</p>	